

指針、細則、自己申告書の運用要領

- I. 一般演題発表について **(2017年1月1日から2年間の暫定期間において施行。)**
 1. 一般演題筆頭発表者は、演題登録時に自己申告書も提出する。
 2. 演題登録時に自己申告書のアップロードを伴って、演題登録完了とする。
(暫定施行期間中は、無くても登録を完了できる)
 3. 所定のスライドを用いて、あるいはポスターへの記載によって利益相反状態を開示する。
 4. 発表に関して利益相反指針順守への疑義が発生した場合、その指針細則に則って対処する。

- II. 特別講演、シンポジウムでの発表について **(2017年1月1日から2年間の暫定期間において施行。)**
 1. 演者は、自己申告書を提出する。
 2. 所定のスライドを用いて利益相反状態を開示する。
 3. 発表に関して利益相反指針順守への疑義が発生した場合、その指針細則に則って対処する。

- III. 学会誌への発表について **(暫定施行時期について検討中。)**
 1. 著者全員が投稿時に、自己申告書様式を用いて自己申告する。
 2. 投稿に関して利益相反指針順守への疑義が発生した場合、その指針細則に則って対処する。